

下線部の数値は、令和7年の実績

海上保安庁で取り扱うご遺体 **329件**

## 犯罪死体・変死体

## 刑事訴訟法に基づく取扱い

- 海上保安官による「実況見分等の犯罪捜査」、「代行検視」 ⇒ **241件**
- 「鑑定・処分許可状」に基づく「司法解剖」 ⇒ **181件**

## それ以外のご遺体

## 死体調査法(※)に基づく取扱い

- 海上保安部長等の判断に基づく「調査」 ⇒ **88件**
- 死因を明らかにするための「行政解剖」 ⇒ **8件**

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」

## 死因究明等に係る人材の育成

## 必要な知識及び技能を修得した職員の配置の拡充

- 法医学教室へ職員を派遣し、高度な知識、技能を修得するための研修（法医学研修）  
⇒ **14大学に15名を派遣**
- 法医学研修修了者を「検視捜査官」として指名し、海上保安部署へ配置  
⇒ **全国の海上保安部署に約250名を配置**

## 死因究明等に係る人材の育成

### 教育研修の充実



- 当庁教育機関での研修、鑑識検定
- 死体の取扱いに関する合同研修会等への参加

## 死因究明等に係る実施体制の充実

### 鑑識官の配置の拡充から職員個々の能力向上へ



- これまでの取組により、死体取扱件数の多い部署に鑑識官を配置。  
⇒全国148部署のうち、99部署に100名の鑑識官を配置
- 今後、鑑識官や検視捜査官を中心に鑑識や死体取扱に関する能力の向上を図る。

### 資機材の整備

✓検視室、死体用冷蔵庫等の整備

令和6年度7施設

令和7年度4施設

